2　法第五十四条の三第一項第三号の裁判所の規則で定める申立て等は、次に掲げるものとする。

一　法第二百一条の二第一項、第二百七条の二第一項（法第二百二十四条第三項において準用する場合を含む。）及びこの規則第二百七十八条の二第一項の規定による請求

二　勾留されている被告人を他の刑事施設に移すことについての裁判長の同意の請求であつて急速を要するもの

（裁判所書記官によるファイルへの記録等）

第六十五条の七　裁判所書記官は、法第五十四条の四に規定する申立て等に係る書面又は記録媒体及び法第三百十条の二に規定する証拠書類（電磁的記録を含む。第二百三条の二及び第二百七条の三を除き、以下同じ。）又は証拠物のほか、刑事訴訟に関する手続において法又はこの規則の規定に基づき裁判所に提出された書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六十五条の八　裁判所書記官は、法第五十四条の四本文若しくは第三百十条の二本文又は前条の規定により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録するときは、当該書面又は当該記録媒体の提出後、速やかにこれを行うものとする。

2　裁判所は、前項の規定により、書面又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録されたときは、当該書面又は当該記録媒体を裁判所に提出した者に対して返還することができる。

（裁判所書記官の立会・法第六十一条）

第六十九条　法第六十一条第一項の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（勾留状の記載要件等・法第六十四条）

第七十条　勾留状には、法第六十四条に規定する事項のほか、法第六十条第一項各号に定める事由を記載し、又は記録しなければならない。

（召喚状等への記名押印に代わる措置・法第六十三条等）

第七十条の二　法第六十三条第二項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、召喚状が裁判長又は受命裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該召喚状の改変を防止するために必要な措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

2　前項の規定は、法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）（法第六十六条第五項において準用する場合を含む。）の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置について準用する。

（勾引状又は勾留状の記載要件等・法第六十四条）

第七十条の三　法第六十四条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員。次条第一項第六号ロ、第百四十九条の二第一項第七号ロ及び第百五十条の三第一項第六号ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状又は勾留状を消去することのほか、勾引状又は勾留状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

［新設］

（裁判所書記官の立会・法第六十一条）

第六十九条　法第六十一条の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（勾留状の記載要件・法第六十四条）

第七十条　勾留状には、法第六十四条に規定する事項の外、法第六十条第一項各号に定める事由を記載しなければならない。

［新設］